

自殺対策に関連する各府省の役割

● 内閣府

- ― 自殺対策基本法を所管
- ― 自殺対策の推進に関する企画・立案、総合調整
- ― 普及啓発等の実施

自殺対策緊急戦略チーム

- ・ 目的 年度末に向けた緊急対策及び効果的な発信方法等に関する検討
- ・ メンバー 内閣府政務三役 内閣府参与

自殺総合対策会議

(自殺対策基本法第20条)

- ・ 目的 大綱案の作成、行政機関の調整、自殺対策の推進等
- ・ 会長 内閣官房長官
- ・ 委員
内閣府自殺対策担当大臣
国家公安委員会委員長
内閣府金融担当大臣
総務大臣 法務大臣
文部科学大臣 厚生労働大臣
農林水産大臣 経済産業大臣
国土交通大臣

自殺対策推進会議

(自殺総合対策会議決定)

- ・ 目的 施策の評価・改善等への民間有識者の意見の反映
- ・ 内閣府自殺対策担当大臣が招集
- ・ 座長 樋口 輝彦
(国立精神・神経センター総長)
- ・ メンバー 民間有識者 14名
- ・ オブザーバー
各府省担当課長
自殺予防総合対策センター長

- 警察庁 自殺統計 等
- 金融庁 多重債務相談 等
- 総務省 インターネット上の情報への対応 等
- 法務省 法的問題、人権問題の相談 等
- 文部科学省 児童生徒の自殺予防 等
- 厚生労働省 心の健康づくり、医療体制整備、失業者に対する相談、薬品等の規制 等
- 農林水産省 農村における心の健康づくり 等
- 経済産業省 中小企業等への融資 等
- 国土交通省 屋上・ホーム等の安全確保 等

自殺対策基本法のあらまし

基本理念

- ① 自殺の背景には様々な社会的要因があり、社会的な取り組みが必要
- ② 自殺は多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであり、精神保健的観点のみならず、その実態に即した取り組みが必要
- ③ 自殺の予防、発生危機への対応、発生後、未遂時など各段階に応じた対策が必要
- ④ 行政、医療機関、事業主、学校、民間団体等の密接な連携が必要

国の責務

対策の総合的策定と実施

地方自治体の責務

地域の状況に応じた施策の策定と実施

事業主の責務

被用者の心の健康保持

国民の責務

自殺対策への関心と理解

基本的施策

- ① 自殺防止等に関する調査研究、情報収集・提供等
- ② 教育・広報活動等を通じた国民理解の増進
- ③ 人材の確保・養成・資質向上
- ④ 職域、学校、地域等における心の健康保持に係る体制整備
- ⑤ 精神科医に受診しやすい環境整備、精神科医と他の医師との連携等の確保
- ⑥ 自殺の危険性が高い者の早期発見、相談など自殺発生回避のための体制整備
- ⑦ 自殺未遂者に対する支援
- ⑧ 親族等に対する支援
- ⑨ 民間団体の活動に対する支援

自殺対策大綱

策定

関係行政機関の調整

自殺総合対策会議
(関係大臣)

政府

↓
国会

自殺の概要・自殺対策の実施状況の年次報告

(現状)

○H10年に自殺者数が3万人を超え、以降、10年連続で高い水準で推移

欧米の先進諸国と比較しても高い水準

○世代別の自殺の現状

- ・将来ある子どもの自殺や20代、30代のインターネット自殺が問題化
- ・心理的、社会的負担の大きい中高年男性が自殺者急増の主要因
- ・高齢者は、健康問題に加え、介護、看病疲れも課題

(基本認識)

◇自殺は追い込まれた末の死

・多くの自殺は個人の自由な意思や選択の結果ではなく、社会的要因を含む様々な要因が複雑に関係して、心理的に追い込まれた末の死

・自殺者の多くは、自殺の直前にうつ病等の精神疾患に罹患

◇自殺は防ぐことができる

・制度、慣行の見直しや相談・支援体制の整備という社会的な取組とうつ病等の精神疾患に対する適切な治療により予防が可能

◇自殺を考えている人はサインを発している

・家族や同僚の気づきを自殺予防につなげていくことが課題

基本的考え方

○社会的要因も踏まえ総合的に取り組む

- ・働き方の見直しや再チャレンジが可能な社会の構築、失業、多重債務等の相談支援体制の整備
- ・うつ病の早期発見、早期治療
- ・命の大切さの理解を深めるとともに、自殺や精神疾患に対する偏見をなくす取組
- ・マスメディアの自主的な取組への期待

○国民一人ひとりが自殺予防の主役となるよう取り組む

○自殺の事前予防、危機対応に加え、未遂者や遺族等への事後対応に取り組む

○関係者が連携して包括的に支える

○実態解明を進める

当面、これまでの知見に基づき施策を展開

○中長期的視点に立って、継続的に進める

当面の重点施策

- 自殺の実態を明らかにする
- 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す
- 早期対応の中心的役割を果たす人材を養成する
- 心の健康づくりを進める
- 適切な精神科医療を受けられるようにする
- 社会的な取組で自殺を防ぐ
- 自殺未遂者の再度の自殺を防ぐ
- 遺された人の苦痛を和らげる
- 民間団体との連携を強化する

自殺対策の数値目標

- H28年までに、自殺率を20%以上減少
- なお、一人でも多くの自殺を考えている人を救うため、早期の目標達成に努力
- 目標達成の場合、見直し期間にかかわらず数値目標を見直す

推進体制等

- 特異事案の発生等の通報体制を整備
- 市町村における自殺対策担当部局等の設置を推進
- 評価見直しへの民間有識者の関与
- 5年後を目途に見直し